



ば、これは私に考えなければならぬ、と思ひます。しかし職員としても、一般市民
 からの財税によらず生活をしてゐるならば、やはり町全体の苦しみという事を考
 へるならば、もつと積極的に理事者自身よりも、職員のものか考へ
 なければならぬ現状だと思ひます。当然町全体の財政の中かう、この人員と
 いふ事を考へ、いかに置くならば、もちろん理事者としても使用しては職員
 の生活保障という事は考へ、考へます。しかし、無謀な人員増削
 があつたとするならば、当然、この削減という事も職員としても納得せざる
 を得ない、といふべきかと考へます。財法の適用を受け、ために百五十万を
 削るとするならば、もつと他に考へる事があろう。九千五百万の赤字を解消
 するに、削減する事は、私に考へます。いと思ひます。ただ、今後の財政政再建を
 考へるには、先程町長も言われたように町全体の赤字をあるならば、町民一
 人の負担にもなる、みるのである。職員が百五十万を負担する事も
 必要を得ない、といふべきかと、私は考へるわけ、財法を受け、ため

に職員にだけ負担をするならば、一応考へなければならぬ、と思ひます。又、
 町の町村との関係等、生活給など影響するならば、論ずるわけにもいか
 ず、その当然、いかに審査を必要とすると思ひます。今後この問題につ
 いては、担当委員会に付託して、早急に解決していただく、と私から
 要望いたします。

一 議長 大沼秀伍君 議長

一 議長 中西茂君 議長

一 議長 大沼秀伍君 議長、この件に付、理事者は九千五百万の赤字を
 町民にのみ負担せよ、といふ事をみつけ、さうなれば、私は一すか
 かり、と思ひます。と申しますのは、財法の問題が、出ようとして、いふわけ、
 財法を受け、どうかといふ事は、町の赤字を解消するに、いふ問題であら
 うと思ひます。われわれは先般、決いたしました、四十年年度の一般会計に、い
 ち、当年予算、算入の、いふ範囲から、この面に、いふ、何か、裁入に、欠

預が生ずる所があるに於て、という結果があるならば、即ち最もと言
わざるを得ないと思つております。三十九年度の赤字に於ける問題
は、いわゆる財政云々の問題の解決をしなければならぬと思つて
います。

四十年度に於けるものは、おれわれが議決する問題で、裁入の欠陥が
二カ月位しか経っていないのに、今後の見通しに於いて裁入の欠陥が
生ずるという事は、まだ用いてみるまいし、総務委員会に付託され
ても、総務委員会でも非常に困ると思つて、もう一面で、私共四十
年度に於いて、もう一カ所、裁入の欠陥が生ずるという事、当初議会に於
き、それ、税金の伸びというものを、質問してしまつたら、大蔵省の見
いより、非常に非常にくわいに見え、まるといふ事を、税務課長は説明
して、みられたが、私共もつと裁入の伸びがあると思つて、みられたが、
必らず法とつて、つて、つて、議決した四十年年度の一般会計の予算中に、
当然処理される問題だと思つて、います。従つて、それ、裁入の欠陥といふものが

どうしても出るという説明を聞くならば、私共二カ月位しか経っていない
のに、これを受けるには、なほ、なほ、という事態から、私共みか、しと思つて
います。三十九年度の赤字を、解消するに、この財政法をどうする、という事は
今後の財政法の問題として、取り上げざるべからず、あくまでも四十年
度の予算案から、それ、裁入の欠陥が生じて、という、ことをやらなければ
ならない、のか、という事について、理事者の明確な答弁を求めるもので
あります。

(暫くの間、答へず)

議長(中西虎蔵君) 議事の都合上、暫時休憩いたします。

休憩 午後九時五十八分

開議 午後一時五十三分

議長(中西虎蔵君) 休憩がけ、引き続き議事を再開いたします。

九番(神野藤操君) 先程の税務課長の答弁に、關する条例の部を改正する条例の

問題であります。先程私は議運の委員長の報告の姿にたいし審議したいというつもりで、総務委員会に付託と言ったのであります。すがしかし、いろいろ内容等について、理事者をまじえて検討したい。たのであります。最初、財政法の問題と一般職員の給与条制の問題について、全然別であるという、理事者の説明があった。それらの後の交渉の結果、いかんにも、財政法の問題と関連して、いろいろ考えられます。又、理事者からもいろいろ言葉があり、それのため、今回は総務委員会という事柄が、単に大々く福生町全体のためであり、又職員全体の生活に関連する考え方が、あるならば、この際、この問題については、一応特別委員会を設置いたします。その中、全員の特別委員会を設置し、その委員会にたいし、頂上に審議されたいと思っております。そこで、私が特別委員会の設置方を依頼し、付託の上、即審議願いた、事を提案いたします。

議長(中西虎蔵君)ふばかりでございます。ただいま神野藤議員から提出され

た、動議のとおり決するに御異議ありませんか。

(異議なしと答ふる者あり)

議長(中西虎蔵君)御異議なしと認め、さよう決定いたしました。それでは、議事進行上暫時休憩し、その間特別委員会の正副委員長の互選を依頼いたします。二二、暫時休憩いたします。

休憩(午後一時五十六分)

開議(午後二時八分)

議長(中西虎蔵君)休憩前に引き続き、議会の会議を開きます。先程決定いたしました特別委員会の名称について、財政再建特別委員会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なしと答ふる者あり)

議長(中西虎蔵君)御異議なしと認め、さよう決定いたしました。それでは、特別委員会の正副委員長の互選を、ただいまいたします。その委員長から

建替別措置法の運用並びに夏期手当に関する陳情書陳情第二号
について関係があり申すので一応議題に供したいと思ひますがこれ
に附議ありませんか。

(附議なしとせざるあり)

議長(中西虎蔵君)附議なしと認めよう決定いたしました。

議長(中西虎蔵君)日程第五議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例案、議案第三十号、日程第六福生町財政再建
計画の申し出しについて議案第三十号、日程第七地方財政再建特別措置
法の運用並びに夏期手当に関する陳情書陳情第二号を一応議題に供
します。朗読を省略したばうに理事者より提案理由の説明を求めます
町長

(町長石川常太郎君登壇)

町長石川常太郎君(附席名によりおし)朗読朗読申し上げます。最初に議案

第三十号議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改
正する条例案を朗読いたします。誠に理事者といはれおししのびが
たうございます。財政事情によりおし期末勤励手当の支
給率を改めたいにべく議案第二号におし条例第三十号第二項
中百分の二百三十を百分の十五に、おし夏期手当を三三三に
おしおしおしおしおしに改めたいにばうに、おしおしおしおし
おしおし。次に百分の三百を百分の二百五十に、おし年末手当に
おしおし三を二に改めおし合計いたしますと四百五十三にござい
ます。おしものを議案第三十号によりおし、四三にございおしの差は
一となるわけでございます。次に議案第三十号福生町財政再建計
画の申し出しについて朗読申し上げます。この申し出しについて福
生町財政の現況に立脚いたします。今後の財政政策の基本的指針に
についておし、私の所信を素直に朗読申し上げます。朗読の朗読者

供して、と存する次第でございます。即ち昭和十九年度に
おきましては、同年十月に大巾な予算の修正を行い、議会の御議
決をいただき、裁入面におきましては収入を大に、つめいいただき、又裁
出面におきましては、金賦の経費の削減を認めいただき、それ
かへまして、当期の予算執行いたしましたところ、一億五千万の赤字が見
まわれたのでございまして、先程御可決
いただきました第一回の補正予算は、おきまして概算九千五百万程
度の赤字に縮小する事がございまして、ございまして、ございまして、議員各位
の御支援と御協力のおかげでございまして、この機会に厚く感謝申し上げ
する次第でございます。当国する福生町財政の現状といたしましては、
昭和四十年度当初に、一億九千万程の赤字に、約九千五百万程度の
赤字をかかえておるという事は、極めの大なる問題でございます。
この赤字を長期の財政的見通しのもとに、いかんにより解消し、健全財政に

建い、おしなごある程度事業の執行を、いかに、言え、え、本
す、と、あ、年度から引、延、か、れ、ま、し、た、赤、字、を、解、消、す、る、た、め、の、具、体、的
政策、は、い、か、ん、と、い、う、事、が、当、国、最、も、重、要、な、課、題、と、あ、り、議、論、は、い
ろ、ろ、あ、る、と、存、じ、ま、す。地方公共団体の赤字を解消いたしますの
ための手段といたしましては、二つの道があると存じます。その一つは、赤字
団体には、地方債による借入れ、つまり、認めない、という事、結果的に
は、事業の遂行を不可能にしまして、自然に赤字を解消させるとい
う方法でございます。もう一つは、ご、議、会、に、御、提、案、申、上、せ、ま、し、
た、よ、う、に、その赤字団体が、地方財政、再、建、修、正、措、置、法、の、準、用、指、定、を
受、け、る、事、に、よ、り、ま、し、て、再、建、計、画、の、画、に、お、き、ま、し、て、国、の、監、督、を、二、
受、け、ま、す、が、その赤字団体に、必要、な、最、小、限、の、事、業、に、は、国、が、優、先、的、に
起、債、を、認、め、る、事、と、し、赤、字、の、し、め、よ、を、住、民、の、迷、惑、と、な、る、は、な、か、え、
二、つ、つ、い、よ、う、に、必、要、最、小、限、の、新、規、事、業、も、遂、行、し、つ、つ、赤、字、を、解、消、し、



をございませう。三万五百五十三人。これは四百人の外人も含められ、及び
ます。二万二千九百九十八人。これは昭和三十五年の国勢調査の人口を
ございます。次に産業別人口構成をございませう。これは自治
省が調査する場合、各地方団体によつて、いろいろ違うわけをございます
が、一応見やすくしたものをいふのは、人口や面積があるのは、福生町の産業構
造上のバーヤンテージを出してみせう。標準を定めたものであるわけであり
ます。このうち、第一次産業といふのは、農業、林業、水産、その他を扱
つて、いふのも、第一次産業を申し、いふわけでありませう。第二次は、鉱業、
建設業、製造業等々。第三次は、小売業、金融業、サービス業等から
なつて、いふわけでありませう。このバーヤンテージから見ますと、福生町の場
合は、類似団体によつて五の四といふふうになつて、いふわけでありませう。これは、ま
けり、三十五年の国勢調査の人口をもとに、いふ出されたものでございます。
今後、この五の四といふのが、比例を出す参考と、なるわけでありませう。

これを対象に、いふわけでありませう。次の合併の状況は、関係ありません。
国主再建計画の有無も関係なく、次の三頁で赤字の状況が、どうなるか
を、かといふ事が、数学的に算出されて、いふのでありませう。この法第二条二項と
いふのは、地方財政再建特別措置法の第二条の第三項にあるわけを、この中
普通会計と特別会計があるのを、ございませう。普通会計といふのは、一般
会計で、これは先程町長が申された通り、赤字があるといふ事でござい
ませう。これは、いふわけでありませう。昭和三十九年度の赤字が、九十二万六千
円と算定されたものでございませう。特別会計は、省路、下水道、いふに、いふ
わけを、いふわけを算定年数と申し、いふわけでありませう。財政法の算定年数の方法が、いふ
わけを、財政再建申出年度の、前年度の基礎財政収入額に、割ける事、の
二十五分の百に、プラス、前年度、三十九年度の普通交付税、特別会計を
除いた額に、十分の一を、割ける、いふわけでありませう。赤字額が、九十二万六千円を除
くわけでありませう。つまり、いふと、四、八七といふ数になり、福生町といふ

は端数を切す四半というふうに算定されたわけがあります。三頁四頁
五頁は財政再建申し出年度の三々年度三六年度三六年度三六年度
三六年度の決算の状況を示しているもので、この赤字が何年度か始まったかとい
う事を見ますと三六年度に一般会計は赤字が五百万六千八百
十円の赤字赤字が生じたわけがあります。これはすでに本年三頁の予算
議会にみかれましたも質疑等がございまして西多良衛生組合に於ける
負担金が三六年度に計上されたいはずかたとい事でもみかればなるの
ではなかいと思いません。附表一の繰越等の状況はございまして、附表三の
繰上充用金にみかれましたは六年度繰上充用金で四年度の補正第
一号で九千五百万の繰上充用金を認めたいにわけがあります。が
決算の増減の額といひましたは九千五百万六千四百程度の赤字が見込ま
れるのではなからうかとい事でもございします。次に八頁の赤字の原因に
関する調べとございしますが赤字とレいの決算額は三六年度に三頁

六千五百万六千四百程度の赤字の原因が書かれましたが一般会計はみか
れ入見込の誤差この言葉の表現が良いか悪いかとい事について
いろいろ疑問が多いのでございしますが幾入の過大見積りといひの
かどうかいふところ意見があると思ひますが表現上幾入見積りの誤
差といふふにいたしてわけをございします。支払繰上について先程ふ
ました西多良衛生組合の負担金関係で三六年度の九千三百三十五万三千
円が赤字とレい出されたにわけがあります。次に事業の執行による赤字
で三六年度にみかれましたは五百万六千六百三十四円で防犯改築に於
ける補助金の材料があります。がやはり防犯工事の補助金が時限立
法であるとい事がありますのでそれの表現をいたしてわけをございし
ます。それから三六年度で三六年度五百万六千四百程度の赤字の補正事業及び下水路
事業で九千五百万六千四百円、次に庁舎建設で九千五百万六千四百円、合計三六
年度三六年度で九千五百万六千四百円にございします。こうしたものがある